

入札説明書（令和7年2月27日公示分）

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

令和7年度職員等貸与被服（看護衣）の購入

(2) 調達役務の内容等

仕様書による。

(3) 納入期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 入札説明書等への質問及び回答

(1) 入札への参加を希望する者は、本入札説明書及び別添の仕様書に疑義がある場合、質問書（様式は問わない。）により本学に対して説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出は持参又はファクシミリによることとする。ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 質問書の提出期限は令和7年3月4日（火）午後5時までとする。

(4) 質問書の提出先は、総務部労務課給与係（桜山キャンパス本部棟3階）とする。

(5) すべての質問への回答をまとめた回答書を、令和7年3月6日（木）から同月10日（月）（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時の間、(4)に示す場所で閲覧に供する。あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、必ず確認すること。なお、希望者にはファクシミリにより回答書を送るものとする。

(6) 質問者に対して個別の回答を行わないこととする。

3 競争入札参加資格

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実が

- あった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）
又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 名古屋市から令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、本公示に係る入札の開札日までに、申請区分「物件の買入れ又は物件の借り入れ」、申請品目「白衣」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（4）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（4）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとならない者等であること。
- (8) 本公示の日から落札決定までの間に、指名停止の措置の期間がない者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。

4 入札保証金

免除する。

5 入札及び開札

- (1) 入札書（様式2）、誓約書（様式3）、積算内訳書（様式4）の提出方法
入札書（様式2）、誓約書（様式3）、積算内訳書（様式4）を持参により提出すること。
- (2) 入札の日時
令和7年3月11日（火） 午前10時
- (3) 入札及び開札場所
名古屋市立大学 桜山キャンパス 厚生会館（東棟）2階
- (4) 積算内訳書の確認
ア 積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札は無効とする。
イ 必要があると認める場合は、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがある。
ウ イの指示に従わないとき又は積算内訳書について適切に積算が行われていないと認めたときは、その者を落札候補者とせず、落札候補者の決定を行った後であっても、それを取り消すことがある。
エ ウの規定により落札候補者となるべき者を落札候補者とせず、又は落札候補者の決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者（予定価格の制限の範囲内で落札候補者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者）の積算内訳書について、落札候補者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札候補者の決

定を行うものとする。

6 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書の提出は、封筒に封入したうえで、入札書提出締切日時までに完了すること。
- (2) いったん提出された入札書は、差替え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。そのため、入札者は再度入札・再々度入札に備えあらかじめ必要事項を記入・押印した入札書を用意すること。再度入札は、原則として2回（初度入札を含めて3回）を限度とする。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。
- (4) 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札額の低い順に3者の入札者及び入札金額を発表する。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取り扱いとする。
- (5) 落札候補者は、8(2)で求める競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、資格があると認められた後、初めて落札者となることができる。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (8) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (9) 入札公告又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (10) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 申請書の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない場合のその者のした入札
- (12) その他、入札の条件に違反した入札

8 申請書の提出

- (1) 申請書の提出場所及び問合せ先
2(4)に示す場所
- (2) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
イ 令和5・6年度競争入札参加資格審査結果（通知）（写）
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時までに持参により提出しなければならない。

(5) その他

- ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とする。
- イ 申請書を、競争入札参加資格の確認以外に落札候補者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書は、返却しない。
- エ 提出された申請書の差替え又は再提出は認めない（本学から指示があった場合を除く。）。
- オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。

9 落札者の決定

8により落札候補者から提出された申請書等に基づき、競争入札参加資格の確認を行い、資格があると認められた場合は、その落札候補者を落札者として決定する。また、競争入札参加資格の確認の結果、その落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、8と同様の手続により競争入札参加資格の確認を行う。

10 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、無資格理由について書面により説明を求められることができる（様式は問わない。）。
- (3) (2)の説明を求められたときは、理事長は、原則として、(1)の競争入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で回答を行うものとする。
- (4) 無資格理由の説明をを求める書面の提出先は、総務部労務課給与係とする。

11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。また、契約保証金にあつては、施行令第167条の16及び公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）第26条の規定により、契約を締結する日までに契約保証金の100分の10以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、公立大学法人名古屋市立大学契約規程第27条の規定に該当する場合に免除する。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(4) 契約書の作成

- ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
- イ 契約書は2通作成し、双方が各1通ずつを保管する。
- ウ 契約書の作成は総務部労務課給与係が行う。

(5) 契約金額の支払

- ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、仕様書に記載のあることのほかは、本学の指示に従い行うものとする。

イ 契約金額の支払に関して、三菱UFJ銀行を支払先金融機関として指定した場合、口座振込手数料は本学が負担するが、他銀行を指定される場合は落札者の負担となるので、あらかじめ承知すること。

(6) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(7) その他

ア 当該入札に関して談合に関する情報が寄せられた場合、その他の公正な入札を実施することが出来ない事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。

イ 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」（「本学ホームページ「名古屋市立大学トップ」>大学案内・教育情報の公表 >入札・契約情報 >競争入札参加者手続き」に掲載）に定めるところによる。